

乳幼児健診で指定会場 に行くのが困難な家庭 への支援について

通告内容

ご家族やお子さんに障がいや持病があったり、多胎児家庭であったり、未就園児の兄弟姉妹がいる家庭など、集団健診の指定場所まで行くのが困難な家庭に対しての支援が必要と考える。

・ 集団健診場所に行くのが困難な家庭に対しては、近隣のかかりつけ医などで健診を受ける場合の費用を補助してあげてはどうか。

・ 乳幼児健診に行く際の兄弟姉妹の一時保育の利用料を補助してはどうか。

・ 南地域での実施についての検討状況は。

乳幼児健診の実施場所について

テーマ 保健所に関する財務事務の執行について

第Ⅲ 保健予防課

表 29 乳幼児健康診査における受診者数の推移

年度	3～4か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査
平成28年度	2,819	2,894	3,002
平成29年度	2,707	2,921	3,045
平成30年度	2,636	2,716	3,040

出所)町田市提出資料より監査人作成

乳幼児健康診査の実施においては、紙ベースの問診票が利用されている。
具体的には、保護者が、乳幼児健康診査の事前(家庭等)において、手書きで問診票
にお子さんの健康状態や家庭での様子等を記載している。また、この紙ベースの問診票
を基に、保健師が内容確認等を行うとともに、医師が行う診察の結果(所見)も問診票に手
書きで記載される。なお、市は、紙ベースの問診票に記載された内容については、問診
票を健康管理システムへOCR及びスキャナーで読み込むことで、健康管理システム(健
康かるて)にデータ化、保存している。

2)問題の所在・意見の内容

保健師や医師が行う乳幼児健康診査において、紙ベースの問診票がそのまま利用さ
れており、また問診票の内容はデータ化されることも踏まえると、紙ベースの運用をペー
パーレスへ変更することで業務効率の改善の余地があると考えられる。

3)改善案

乳幼児健康診査の業務実施に当たっては、現状は紙ベースの問診票により運用が実
施されているが、将来的には、保護者による問診票への記載も含め、電子化によりペー
パーレスによる運用を検討することが望ましい。

具体的には、保護者からはスマートフォン等の電子媒体を活用して問診票にデータ入
力をしてもらい、保健師や医師が乳幼児健康診査を行う際には、タブレット等の電子媒体
を活用してデータ入力を行うことで、ペーパーレス化、入力処理の効率化により業務効率
の向上が考えられる。

【意見Ⅲ-0】乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所について

(監査要点:施設配置の適切性)

1)現状

乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所は下記の通りである。

表 30 乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所

	健康福祉会館	鶴川保健センター	忠生保健センター	小山市民センター
3～4か月児健診	実施	実施	実施	実施
6～7か月児健診	(東京都内と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
9～10か月児健診	(東京都内と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
1歳6か月児健診: 医科	(町田市と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
1歳6か月児健診: 歯科	実施	実施	実施	実施
2歳健診:歯科	実施	2017年度より実施	2016年度より実施	
2歳6か月健診:歯 科	実施	2017年度より実施	2016年度より実施	
3歳児健診:医科及 び歯科	実施	実施	実施	実施

2)問題の所在・意見の内容

現在、南地域における健診事業は実施されていないため、南地区の健診対象者は健
康福祉会館で受診をしている。南町田周辺地域では再開発等により今後人口が増加する
ことも予想されるため、今後、南地域における健診のニーズが高まる可能性が考えら
れる。

3)改善案

再編計画のなかで、2018～2026 年度までの取り組みとして、「南地域におけ
る業の実施について、施設確保の可能性があれば、市民ニーズ、医療従事者の状況等を
加味して実施の可否について検討を行う」と記載されている。南地区住民と他地区
受診率の比較や南地区の受診者へのアンケート調査等によって、南地区における
施による受診率向上や住民の移動負担軽減の効果が一定程度見込めると想定される場
合には、施設確保などの具体的な対策を検討されたい。

本意見は、すぐに解決できる問題ではないと認識しているが、前述のとおり、今後、南
地域における健診のニーズが高まる可能性を考慮すると、継続して検討を進めていくべき
課題と考える。

98

99

表 30 乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所

	健康福祉会館	鶴川保健センター	忠生保健センター	小山市民センター
3～4か月児健診	実施	実施	実施	実施
6～7か月児健診	(東京都内と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
9～10か月児健診	(東京都内と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
1歳6か月児健診: 医科	(町田市と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
1歳6か月児健診: 歯科	実施	実施	実施	実施
2歳健診:歯科	実施	2017年度より実施	2016年度より実施	
2歳6か月健診:歯 科	実施	2017年度より実施	2016年度より実施	
3歳児健診:医科及 び歯科	実施	実施	実施	実施

2)問題の所在・意見の内容

現在、南地域における健診事業は実施されていないため、南地区の健診対象者は健康福祉会館で受診をしている。南町田周辺地域では再開発等により今後人口が増加することも予想されるため、今後、南地域における健診のニーズが高まる可能性がある。

3)改善案

再編計画のなかで、2018～2026 年度までの取り組みとして、「南地域における健診事業の実施について、施設確保の可能性があれば、市民ニーズ、医療従事者の状況等を加味して実施の可否について検討を行う」と記載されている。南地区住民と他地区住民の受診率の比較や南地区の受診者へのアンケート調査等によって、南地区における健診実施による受診率向上や住民の移動負担軽減の効果が一定程度見込めると想定される場合には、施設確保などの具体的な対策を検討されたい。

本意見は、すぐに解決できる問題ではないと認識しているが、前述のとおり、今後、南地域における健診のニーズが高まる可能性を考慮すると、継続して検討を進めていくべき課題と考える。

健診にいくのが困難って...？

- 例えば...。
- 自宅：南町田
- 健診場所：健康福祉会館
- メンバー：生後3か月の女の子、2才の男の子
- →バスで乗り換えが必要（バスはノンステップでない可能性あり）／行きで1時間弱かかりママはくたくた／到着後もお兄ちゃんは自由に遊べなくて不機嫌／保健師さんや医師の方に相談したい事があったけど、3か月の妹を抱っこしつつお兄ちゃんの面倒も見ているため話しに集中ができない／健診が終わったあと、また1時間弱かけて帰宅するがお兄ちゃんは自由がなくて不機嫌で泣き叫びベビーカーに乗せても脱走...

ごく一般的な子育て家庭でもこんな状況になる...。

校則見直しについてのガイドライン策定で、見直しの後押しとサポートを！

通告内容

市内の中学校の入学説明会の資料を読むと、標準服の着用について相談できる記述が全くなかったり、肌着など下着にまで細かく色を指定していたり、防寒のためのセーターなども学校指定の高額なものを購入しなくては着用不可であり金銭的に余裕のない家庭を苦しめるような学校の決まりなどが散見され、まだまだ見直しが進んでいない学校が多いように感じられる。

校則の見直しの際に配慮が必要な点や、見直しの方法や頻度などについてまとめた校則の見直しについてのガイドラインを策定すべきと考えるがどうか。

都立学校での 見直し

- 地毛を一律に染色
- 登校しての謹慎（別室指導）ではなく、自宅謹慎を行う指導
- 下着の色の指定に関する指導
- ツーブロックを禁止する指導
- 「高校生らしい」など、表現が曖昧で誤解を招く指導

実際の町田市の校則

（６）服 装

- ①標準服は、夏服、冬服の２種類があり、原則として体調や気温に応じてどちらを着用してもかまいません。
- ・ポロシャツ着用期間（熱中症対策）は、５月１日から１１月３０日とします。１２月１日から４月３０日はネクタイを着用します。
 - ・セーター、カーディガンでの登下校、校内生活は認めません。
 - ・ワイシャツの下に着るインナーやＴシャツなどは、白・黒・紺色の無地、又は胸ワンポイントまでとします。
 - ・靴下の色は、白、黒、紺色の無地又は小さなワンポイントのものまでとします。

【身だしなみ】「頭髪」

- ① 肩にかかる長さになったら髪を束ねるようにしましょう。（肩にかかる長さ、男子は切る）
- ② 前髪が目にかかるのであれば、切るようにしましょう。
- 男子…清潔であること。整髪料をつけないこと。染色や脱色、ツーブロック、剃り込み、極端に一部短い髪型は禁止となります。
- 女子…清潔であること。整髪料をつけないこと。染色や脱色、パーマ、華美なヘアアレンジなどはしてはいけません。

５．ヘアアレンジは、誰に対しても違和感を与えない髪型を基準に考えてください。ヘアアレンジは許される。開襟・丸襟・パフ袖は不可。カラーボタンやカラー糸使用品など色が入っているものは不可。

６．下着（肌着）やＴシャツなどは白かベージュの無地に限る。

下着としての白Ｔシャツを着用する場合もワンポイントまでは可。

７．ズボンの場合は必ずベルトを着用する。ズボンは下げてはかない。色は、黒、紺、茶とし、極端に長いベルト、穴がたくさん開いているベルト、華美なベルトは不可。

の観点から更衣室の過密使用をさけるため、ジャージ・体育着での登校を認めています。授業や行事の都合で全員ジャージ登校とし、ジャージで生活することもあります。

- ② 髪型は中学生らしい形にし清潔にしてください。（染髪、脱色、整髪料の使用はしない。）髪飾り・リボンは禁止です。髪止めのゴムの色は黒・紺・茶とします。

- ③ 上履き、下履き、アリーナ（体育館）履きの区別をつけます。

令和3年度9月定例会答弁より

服装、髪型、所持品などに関することについては、入学説明会において保護者に明確に伝えること、相談したいことがあればいつでもご相談くださいなどの一文を資料に入れることなど、配慮するよう各校に伝えてあります。

～

入学時のしおりなど、そういうような資料につきましては、こちらのほうでも事前に確認はいたします。そういう中で、こちらのほうで各校に伝えたこと、それと違うような文言が書いてあることに関しましては、当然こちらのほうでも指導してまいります。

相談できると記載があったのは1校のみ
(矢口調査)

むしろ、絶対に標準服を着なさいという圧になる文言は多く見受けられた。

B 服装・頭髮のきまり

1 服装

- ア. 本校で定められた標準服を着用してください。部活動の朝練習があるときはジャージ登校でも可ですが、朝練習後は標準服に着替えてください。
- イ. 白ワイシャツ、白ブラウスを着用します(開襟のワイシャツは不可、Tシャツを下着代わりにする場合は白無地またはワンポイント)。また、靴下は白・紺・黒・グレーで(ワンポイント可)ベスト、セーターは指定のものを着用します。女子のス

《3》服装・身なり

1. 標準服を着用する。私服では校内に入らない。
2. シャツは、白無地のワイシャツ・ブラウスとする。
※白のポロシャツも可。無地かワンポイントまで可。ベスト着用可。
ベストの色はセーター・カーディガンに準ずる。(無地かワンポイント可)

4. その他

- ① 中学校は標準服着用です。3年間、子どもにしっかりとした着こなしをさせ、常に身だしなみを整える指導を御家庭でもよろしくお願いします。
- ② 学習活動および学校での様々な生活を充実したものにするためにも、忘れ物をしないようにご指導ください。また、各自の持ち物には、必ず「名前」を添付します。

※トレーナーやパーカー〈フード付きのもの〉は、認めません。

・登下校時は、コート、マフラー、手袋等で調節します。 ※校舎内での着用は、認めません。

※コートは、高校入試に行く場合にも着用できるもの(ダッフルコート・ピーコートなどが望ま
・いずれも、色は黒・グレー・ベージュ・紺・茶・白とし、デザインは派手でないものとします。

※服装に違反が見られるときは、保護者に連絡し、再登校していただくこともあります。

町田市の一部の学校では、高額な指定品を買えない家庭は、夏にポロシャツで涼しく過ごすことも冬にセーターを着用することもできない。

女子はふくらはぎの隠れる長さとする。また、防寒用としての黒タイツもよい。

- (6) 夏服は6月～9月とし、衣替えの移行期間となる5月と10月はどちらでもよい。
- (7) 登下校においては原則ブレザー着用とする。校内においては指定のセーター着用であればブレザーを脱いで過ごすことができる。女子においてはYシャツのみの姿で過ごさないようにすること。ただしポロシャツはベストを着用しなくてもよい。
- (8) 冬の登校時は防寒対策としてコート、マフラー、手袋を着用しての登校は認める。それ以外（ニット

この学校の指定セーターは、一枚6,160円～7,480円とのこと。

女子はブレザー・スカート・スラックス・ワイシャツ・ネクタイ

夏型 男子女子ともブレザーを着用せず、白ワイシャツは半袖でもよいです。またネクタイは着用しなくてよいです。男子女子ともポロシャツでもよいですが、学校指定のものを着用させてください。色は白・紺のものがあ、どちらを着用してもよいことになっています。

***現在、新型コロナウイルス感染症予防として、登校時の服装に制限を設けています。**

取扱店

〈希望購入品〉学校指定品

男女共通：セーター6、435円、サマーニットベスト6、518円、ポロシャツ白5、225円
ポロシャツ紺5、321円

Yシャツは学校指定ではありません。2、500円前後

学校でさえも正しく理解発信できていない校則。マニュアルも何も無しに、生徒や保護者が見直しについて話し合えますか？

- 一年に一度以上は、必ず見直す機会を設ける。→見直す機会の約束
- 標準服は強制ではないこと、着用しなくても不利益は被らないこと
- 見直しの際、単なる多数決ではなく、公立学校としての各家庭への配慮や、人権を大切にした視点をもち話し合う。
例：保護者に費用負担を強いることになるもの/健康上の問題を生じさせる恐れのあるもの/性の多様性を尊重しないもの/生まれもった性質を否定したり許可が必要なもの
- 不登校の児童生徒や保護者にも、必ず意見を聞くこと。
- 教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲かどうか。
- 校則や学校ルールについて疑問をもったりそれを声に出して話し合っていくことは、むしろ教育的意義があると、児童生徒保護者、教員と共有する。→意見の出しやすい雰囲気作り。

校則見直しについてのガイドライン策定で、見直しの後押しとサポートを！

通告内容

文科省からは令和2年7月に学校における携帯電話の取り扱い等についてという通知が発出されているが、令和4年度入学説明会の内容や保護者からの相談を聞く限り学校現場ではこの通知にそった対応がなされていないようである。

行く学校によって対応が違ふことは保護者には理解し難いものであり、現場に改善を求めるべきと考えるがどうか。

20町教学指第2575号
2020年8月24日
7-1-13

町田市立小・中学校長 様



学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

このことについて、令和2年8月12日付、2教指企第626号にて、東京都教育庁指導部指導企画課長から、別添文書のとおり通知がありました。

本市におきましては、2文科初第670号「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」による内容を基本的な指導方針といたします。

つきましては、別添文書の内容と下記の内容を御確認いただき、携帯電話の取扱い等について、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校における携帯電話の取扱いについては、学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

また、学校における情報モラル教育の取組、「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底、家庭や地域に対する働きかけなどについては、別添の文部科学省の通知を基に取り組むこと。

2 小学校及び中学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 小学校

① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童による携帯電話（例えば、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 中学校

① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。なお、その際、上記(1)小学校の②に示したように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。あるいは、学校として持込みを認める場合には、下記(2)の②に示すように、一定の条件のもとで持込みを認めるべきであること。

② 学校として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で、以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭や地域と連携しつつ、配慮すること。

ア 生徒が自らを律することができるようなルール（SNS学校ルール、SNS家庭ルールなど）を、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。

イ 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。

ウ フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。

エ 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。



学校現場では市教委の通知の内容とは少し異なる内容で保護者に説明がなされている。

携帯電話の対応

- 1 原則として携帯電話の学校への持ち込みは禁止です。（ご家庭の事情でどうしても持たせないとならない場合のみ許可します）→ 例：塾にそのまま行くなどは許可できません。
★携帯持ち込み許可の判断は、生活指導主任、管理職が最終判断をします。そのため、「携帯電話持ち込み許可申請書」用紙に保護者が記入し、管理職の許可がおりた場合のみ、許可となります。
- 2 緊急で携帯を持たせないとならない場合は、生徒手帳にその旨を保護者が記入し、朝、学級担任に携帯電話を預けます。下校時に返却となります。

事情によって学校に許可を取り持ち込める旨の説明がなく、一律禁止と見える説明内容になっている学校も

⑤ 持ち物について

- (1) すべての所持品は必ず記名する。
- (2) 学習に関係のない物は持ってこない。特にゲームやゲームソフト・CD・雑誌・菓子類、携帯電話、音楽機器、刃物等の持ち込みは禁止とする。（持参したものは学校預かりとなる。）
- (3) 腕時計は認めているが、自己の責任において管理する。
- (4) カバンの指定はないが入れ物の口が閉まる物に道具を入れて来る。カバンにも記名する。

5 その他

- ・貴重品や授業に必要ない物は学校へ持ち込まないようにご指導下さい。
- ・携帯電話の持ち込みは原則認めていません。通院等やむを得ず持ってくる場合は、その旨を生徒手帳にご記入の上、携帯電話を袋等に入れて、登校後すぐに担任に預けてください。

不登校の理由について、 児童生徒に答えてもらう 町田市独自調査の実施を！

2022年3月町田市議会 矢口まゆ

通告内容

文科省が毎年実施している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、不登校の要因を集計しているが、これらは教職員の考える要因を集計したものであり、児童生徒本人に聞いたものではない。

不登校の児童生徒本人に対して、その理由を問うことが不登校の要因を知ることにつながると考えるかどうか。

文科省調査による 不登校の原因は教員が回答

- 教職員との関係 2、2%
- いじめ 0.4%
- 学校の決まりなど 3.5%



子どもが直接回答したNHK調査では

- 先生との関係 23%
- いじめを受けた 21%
- 決まりや校則になじめない 21%

子ども本人の気持ちと、回答している教員の気持ちに違いがある可能性が高い。

町田市独自に、不登校の子どもに答えてもらう、匿名のアンケートを実施しては？

現行の中学校給食の喫食率 向上のために 冬季の温度改善を！

通告内容

これまで現行の中学校給食の改善に向けさまざま取り組みを行ってきた。2018年度～2021年度では喫食率はどのように変化したか。

喫食率は何%必要か。

中学校給食無料試食会 保護者アンケート【回収率：100% 値：%】

問1	1年生	2年生	3年生
お子さんの学年は	48.7	33.1	24.1

問2	利用している	時々利用している	利用していない	利用していたがやめた	不明／無回答
給食を利用していますか	14.7	3.5	78.9	2.7	0.2

問3	濃い	ちょうどよい	薄い	不明／無回答
給食の味付けは生徒にとってどうでしたか	3.7	78.3	14.3	3.7

問4	多い	ちょうどよい	少ない	不明／無回答
給食の量は生徒にとってどうでしたか	13.3	54.2	28.6	3.9

問5-1	注文したい	たまには注文したい	検討する(家族と相談する)	どちらかといえば注文したくない	注文したくない	不明／無回答
今後給食を注文したいと思いますか	20.4	21.1	44.8	9.4	2.5	1.8

問5-2	家のお弁当が良いから	給食を頼んでいる人が少ないから	おいしくないから	量が合わないから	食べる時間がないから	給食を取りに行くのが大変だから	冷たいから
(問5-1で「どちらかといえば注文したくない」「注文したくない」と回答した方)	15.5	20.7	15.5	36.2	25.9	36.2	12.2
注文したくない主な理由はなんですか。(※複数回答可)							

問6	生徒の皆さんがもっと給食を利用しやすくするために、必要なことは何ですか	必要	どちらかといえば必要	どちらでもよい	どちらかといえば必要ない	必要ない	不明／無回答
6-① 味付けを改善すること	12.5	22.1	30.7	16.6	15.1	3.1	
6-② 献立のリクエストをとり、生徒の希望を献立に取り入れること	35.8	36.4	18.4	4.9	2.9	1.6	
6-③ 温かいもの(汁物等)が食べられること	42.9	31.5	19.6	2.7	2.0	1.2	
6-④ 量が調整できること	46.0	28.0	21.3	1.0	3.1	0.6	
6-⑤ 給食を教室の近くまで持ってきてくれること	46.6	20.7	21.7	4.5	4.9	1.6	
6-⑥ 給食時間が長くなること	51.3	28.0	17.0	1.2	1.8	0.6	
6-⑦ 牛乳を飲むか飲まないかを選べること	30.9	23.9	29.0	6.1	9.0	1.0	
6-⑧ おたより等で給食の魅力を生徒や保護者に伝えること	20.2	29.9	40.5	4.7	3.3	1.4	
6-⑨ 弁当箱のデザインを生徒が好きなものに変えること	10.4	14.7	36.0	14.3	22.5	2.0	
6-⑩ クラスで頼んでいる人が多いこと	38.9	27.8	18.6	1.6	4.5	8.6	

	9人以下	10～19人	20～29人	30人以上	不明／無回答
6-⑪ クラスで何人頼んでいると頼みやすいですか	3.1	40.5	9.6	8.8	38.0

中学校給食無料試食会 生徒アンケート【回収率：89.4% 値：%】

問1	1年生	2年生	3年生
あなたの学年は	34.4	32.9	32.7

問2	利用している	時々利用している	利用していない	利用していたがやめた	不明／無回答
給食を利用していますか	10.7	2.5	82.2	4.1	0.5

問3	試食した	試食していません	不明／無回答
無料試食会で試食しましたか	85.8	14.1	0.1

問4	給食の味付けはどうでしたか
----	---------------

問5	給食の量はどうでしたか
----	-------------

問6-1	今後給食を注文したいと思いますか
------	------------------

問6-2	(問6-1で「どちらかといえば注文したくない」「注文したくない」と回答した方)	家のお弁当が良いから	給食を頼んでいる人が少ないから	おいしくないから	量が合わないから	食べる時間がないから	給食を取りに行くのが大変だから	冷たいから	その他	不明／無回答
注文したくない主な理由はなんですか。(※複数回答可)	63.1	7.9	43.5	23.1	11.9	11.0	33.4	3.0	0.3	

問7	生徒の皆さんがもっと給食を利用しやすくするために、必要なことは何ですか
----	-------------------------------------

7-① 味付けを改善すること										
7-② 献立のリクエストをとり、生徒の希望を献立に取り入れること										
7-③ 温かいもの(汁物等)が食べられること										
7-④ 量が調整できること										
7-⑤ 給食を教室の近くまで持ってきてくれること	29.5	13.3	31.2	8.5	16.8	0.7				
7-⑥ 給食時間が長くなること	35.0	17.8	28.1	5.6	13.0	0.5				
7-⑦ 牛乳を飲むか飲まないかを選べること	33.9	12.8	31.3	5.2	16.2	0.5				
7-⑧ おたより等で給食の魅力を生徒や保護者に伝えること	11.6	9.9	45.2	10.5	22.2	0.6				
7-⑨ 弁当箱のデザインを変えらるること	12.3	5.9	36.3	8.9	35.8	0.8				
7-⑩ クラスで頼んでいる人が多いこと	16.9	13.3	39.1	5.6	22.9	2.2				

	9人以下	10～19人	20～29人	30人以上	不明／無回答
7-⑪ クラスで何人頼んでいると頼みやすいですか	13.7	34.6	9.4	8.9	33.5

	9人以下	10～19人	20～29人	30人以上	不明／無回答
6-⑪ クラスで何人頼んでいると頼みやすいですか	3.1	40.5	9.6	8.8	38.0

	9人以下	10～19人	20～29人	30人以上	不明／無回答
7-⑪ クラスで何人頼んでいると頼みやすいですか	13.7	34.6	9.4	8.9	33.5

「注文したくない/どちらかといえば注文したくない」と回答した人の主な理由（二つまで）として「冷たいから」を選択した生徒。

喫食率向上のために

■ 冬場は外気温の影響を受け、配膳室の温度が低いことで給食の温度も低くなりがち。

- 白飯の保温剤を増やせないか
- おかずの温度が低くなりすぎないように、配膳室の室温を工夫できないか

■ 配膳室に取りにいくのが大変だという声。

- 配膳室から遠いクラスだけで良いので、お昼の前に教室に運べないか

■ 喫食時間が短いという声

- 時間を見直すとのことであったが、すでに学校ごとに差がある中で、どのような基準で見直しをする？

9月実施	堺	24.50%
	木曽	17.60%
	薬師	28.60%
	南	21.80%
	町田第二	40.60%
	平均	26.62%
10月実施	小山	25.60%
	小山田	24.60%
	鶴川第二	22.20%
	南大谷	31.10%
	町田第三	39.70%
	平均	28.64%
11月実施	山崎	27.70%
	金井	34.60%
	真光寺	20.80%
	南成瀬	34.40%
	成瀬台	44.80%
	平均	32.46%
12月実施	鶴川	44.80%
	町田第一	48%
	平均	46.40%
1月実施	忠生	48.10%
	つくし野	43.30%
	平均	45.70%

公園を利用する保育園の園児たちに、
質の高い公園遊びの提供を！

通告内容

町田市内では土地の確保や増加する保育ニーズに整備が追いつかずに多くの園で園庭のない環境で保育がなされ、公園にて園外保育を実施している。また、園庭のある保育園でも、公園を利用した園外保育は頻繁に行われている。

このことから、公園での保育活動の質を高めることが町田市の子どもたちにとって非常に重要となっている。

6月に本件を一般質問にて取り上げ、市内の保育園への公園利用に関してアンケート調査を実施していただいた。

アンケートの結果をもとに、園児の公園遊びの質を高めるための公園緑地課と保育幼稚園課との連携についてどのように進めていく予定か方針をとる。

◇代替園庭等公園の利用に関するアンケート調査(速報)

				認可保育所		小規模保育所		認証保育所		全体		
				回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
代替園庭を設定している施設のみ回答	問1	代替園庭の利用頻度	1	週に4～5日程度	9	43%	8	80%	2	50%	19	54%
			2	週に2～3日程度	4	19%	1	10%	0	0%	5	14%
			3	週に1日程度	3	14%	0	0%	0	0%	3	9%
			4	その他	1	5%	0	0%	0	0%	1	3%
			無回答	4	19%	1	10%	2	50%	7	20%	
			合計	21	100%	10	100%	4	100%	35	100%	
	問2	代替園庭までの移動について	1	道路の安全面(ガードレールや歩道がない等)に不安がある	13	35%	9	50%	2	40%	24	40%
			2	準備や移動に時間がかかる	9	24%	3	17%	1	20%	13	22%
			3	園児が使用するおもちゃ等を持っていく必要がある	7	19%	4	22%	0	0%	11	18%
			4	その他	4	11%	1	6%	0	0%	5	8%
			無回答	4	11%	1	6%	2	40%	7	12%	
			合計	37	100%	18	100%	5	100%	60	100%	
		代と替に園つ庭内の	1	一般の利用者とのトラブル(怪我等)が発生する恐れがある	8	11%	5	11%	0	0%	13	10%
			2	他の利用者がある場合、利用できるスペースが限られる	15	21%	7	16%	1	13%	23	19%
			3	園児が体調不良になった際に休める場所が少ない	5	7%	2	4%	0	0%	7	6%
			4	ゴミや動物の糞等があるため、衛生面に不安を感じる	7	10%	6	13%	0	0%	13	10%
			5	雑草が生えており、遊べる場所が少ない	1	1%	3	7%	0	0%	4	3%
			6	誰でも自由に出入りできるため、セキュリティ面に不安を感じる	8	11%	9	20%	2	25%	19	15%
			7	公園全体を見渡すことができず死角がある	8	11%	2	4%	0	0%	10	8%
			8	年齢に合った遊具が少ない	4	6%	9	20%	2	25%	15	12%
			9	その他	11	15%	1	2%	1	13%	13	10%
			無回答	4	6%	1	2%	2	25%	7	6%	
			合計	71	100%	45	100%	8	100%	124	100%	

「その他」の主な意見	
内容	
・土曜日を含めて開所日は毎日利用している	
・大きな交差点は通らないようにしている	
・トイレがない ・子どもの声が騒音と捉えられる ・利用している保育園が多く混雑している ・固定遊具や公園の備品の安全面に不安を感じる ・トイレの衛生面に不安を感じる ・道路に面している出入口が数か所ある	

◇代替園庭等公園の利用に関するアンケート調査(速報)

				認可保育所		小規模保育所		認証保育所		全体	
				回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
全施設回答	問3	公園の利用頻度	1 週に4～5日程度	16	25%	11	61%	4	100%	31	36%
			2 週に2～3日程度	22	35%	5	28%	0	0%	27	32%
			3 週に1日程度	12	19%	1	6%	0	0%	13	15%
			4 その他	9	14%	1	6%	0	0%	10	12%
			無回答	4	6%	0	0%	0	0%	4	5%
			合計	63	100%	18	100%	4	100%	85	100%
	問4	公園までの移動について	1 道路の安全面(ガードレールや歩道がない等)に不安がある	47	57%	16	55%	3	38%	66	55%
			2 準備や移動に時間がかかる	12	14%	3	10%	3	38%	18	15%
			3 園児が使用のおもちゃ等を持っていく必要がある	10	12%	8	28%	2	25%	20	17%
			4 その他	7	8%	2	7%	0	0%	9	8%
			無回答	7	8%	0	0%	0	0%	7	6%
			合計	83	100%	29	100%	8	100%	120	100%
		公園内のことについて	1 一般の利用者とのトラブル(怪我等)が発生する恐れがある	18	9%	7	10%	0	0%	25	9%
			2 他の利用者がいる場合、利用できるスペースが限られる	35	18%	13	19%	3	27%	51	19%
			3 園児が体調不良になった際に休める場所が少ない	14	7%	2	3%	0	0%	16	6%
			4 ゴミや動物の糞等があるため、衛生面に不安を感じる	32	17%	9	13%	1	9%	42	15%
			5 雑草が生えており、遊べる場所が少ない	6	3%	3	4%	0	0%	9	3%
			6 誰でも自由に出入りできるため、セキュリティ面に不安を感じる	29	15%	13	19%	3	27%	45	16%
			7 公園全体を見渡すことができず死角がある	15	8%	5	7%	0	0%	20	7%
			8 年齢に合った遊具が少ない	16	8%	12	17%	3	27%	31	11%
			9 その他	20	10%	6	9%	1	9%	27	10%
			無回答	8	4%	0	0%	0	0%	8	3%
			合計	193	100%	70	100%	11	100%	274	100%

「その他」の主な意見	
内容	
・年に2～3回程度 ・月に2回程度 ・天候によっては週15回以上利用することもある ・土曜日を含めて開所日は毎日利用している	
・自転車が減速せず走っていることがあり危険に感じる ・歩行者用の信号が短い ・横断歩道のない所がある ・園に最も近い横断歩道に信号がなく、渡ることができない	
・トイレがない ・乳幼児用のトイレが必要 ・他団体の占有に困っている ・周囲の環境次第(団地等)で騒音の苦情が来ってしまう ・グラウンドの電気コードがむき出しで、手の届く位置にあり危険 ・遊具によっては落下防止策が不十分なものがある ・出入口の前がすぐに道路となっている ・球技禁止のルールを守らない人がいる等安全面に不安を感じる ・木陰が少ない、砂場の砂の量が少ない等管理が不十分だと感じる	